

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合内科嘱託医、精神科嘱託医その他の嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成20年3月3日

条例第1号

改正 令和3年11月条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、本組合の内科嘱託医、精神科嘱託医その他の嘱託員（以下「嘱託医等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 嘱託医等の報酬は、次のとおりとする。

内科嘱託医 月額 86,000円

精神科嘱託医 月額 20,000円

その他の嘱託員 月額又は日額 予算の範囲内で管理者が別に定める額

(報酬の支給方法)

第3条 嘱託医等の報酬は、次に定めるところにより支給する。ただし、その支給日が休日に当たるときその他必要があるときは、管理者の定める日に支給することができる。

(1) 月額をもって定める報酬は、その月分を翌月21日に支給する。

(2) 日額をもって定める報酬は、その月における勤務日数に応じて、毎月21日に前月分を支給する。

2 報酬が月額で定められている嘱託医等が、新たに就職した場合は、その職についた当月分から報酬を支給し、離職又は死亡した場合は、その離職又は死亡した当月分まで報酬を支給する。

3 報酬は、いかなる場合においても重複して支給しない。

(費用弁償)

第4条 嘱託医等が公務のため旅行したときは、費用を弁償することができる。

2 内科嘱託医及び精神科嘱託医の費用弁償の額は、三条市職員の旅費に関する条

例（平成17年三条市条例第48号。以下「三条市旅費条例」という。）に定める別表第1区分(1)を適用する旅費相当額とし、その他の嘱託員の費用弁償の額は、同表第1区分(2)を適用する旅費相当額とする。

- 3 前項の費用弁償の支給方法等については、三条市旅費条例の例による。
（委任）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。